

## 大館市木材利用基本方針の改正について

### 1 改正市町村方針で定めるべき内容

- (1) 建築物における木材の利用の促進のための基本的事項
  - (2) 市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標
  - (3) その他当該区域内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項
  - (4) 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項
- (1)～(3)は必須事項、(4)は任意事項

### 2 改正に向けたポイント

- (1) 趣旨、目的
  - ・既存方針に記載している法律名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に置き換える
  - ・県の方針を記載している場合は、新しい県指針の名称及び制定日に修正する
  - ・文中に「林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展」、「脱炭素社会の実現に資する」等の法第 1 条の目的、第 3 条の基本理念のキーワードの挿入を検討
- (2) 木材の利用を促進する対象に「民間の建築物等」を加え、「公共建築物等」から「建築物等」へ対象を拡大する
- (3) 国の基本方針で規定する「木材利用促進に向けた地方公共団体による取組」に掲げる項目を市の方針に盛り込む
  - ・公共建築物における木材の利用促進
  - ・民間建築物における木材の利用促進
  - ・木造建築物の普及
  - ・木材利用に関する技術的情報の提供
  - ・木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成
  - ・建築物木材利用促進協定制度の周知

# 大館市木材利用基本方針【改正素案】

【平成 24 年 3 月 1 日策定】

【令和 5 年 月 日改定】

## 第 1 . 策定の目的

この基本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号)に基づき、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定)及び県が定めた第 2 期木材利用の促進に関する指針(令和 4 年 3 月秋田県農林水産部林業木材産業課)に即し、脱炭素社会の実現と林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展のため、建築物等における木材の利用の推進の意義、地元産材の利用を促進すべき公共建築物等、地元産材利用促進に向けた取り組み、その他地元産材の利用を促進する上で必要な事項を定める。

## 第 2 . 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 . 木材利用促進の意義

本市の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、木材の利用を促進し、木材の需要を拡大することは、地域における林業・木材産業の持続性を高めるとともに、森林の適正な整備や森林の有する多面的機能の持続的な発揮、更には地域経済の活性化にも資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり「カーボンニュートラル」の特性を有することなどから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

これまで、木造建築物は低層の戸建て住宅を中心に建築されてきており、技術面やコスト面、構造・防火関係の法規制の課題等から、非住宅の建築物や中高層建築物については、その大部分が非木造となっている。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定され、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。

さらに、令和 3 年の法改正により、法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加され、木材利用促進の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大された。

このような社会的潮流の中、本市が率先して木材の利用を促進していくことにより、地域経済の活性化、快適な生活空間の形成、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に貢献していこうとするものである。

### 2 . 木材利用促進のための施策の基本的事項

法の趣旨に即し、本市においても平成24年3月に「大館市木材利用基本方針」を策定し、地元産材の活用による公共建築物等の木造化及び内装等の木質化を推進してきた。

また、令和3年2月に県内自治体で初めて「ゼロカーボンシティ」を宣言し、二酸化炭素削減に向けた施策の一つとして林業・木材産業の成長産業化を図ってきている。

令和5年1月には市有林において森林認証(SGEC-FM)を取得し、森林を適切に管理することによる豊かな森林資源の将来世代への継承と資源循環型社会の実現、川上から川下までの連携によるサプライチェーンの構築と認証材の需要拡大に取り組んでおり、今後は広域連携による認証面積の拡大により、認証材の安定供給体制の構築にも取り組んでいこうとするものである。

さらに、木質バイオマスエネルギーの利用による地域内エコシステムの構築に向けての取り組みや、林野庁が展開する「木づかい運動」の趣旨に鑑み、「“木づかい”で大館が楽しくなる～WOOD CHANGE! ODATE～」のキャッチコピーの下、産学官連携による「ウッド・チェンジ」を推進し、木材利用に関する市民理解の醸成に努めているほか、令和3年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」に掲げる「森林・林業・木材産業によるグリーン成長」の実現に向け、本市が事務局を務める大館北秋田地域林業成長産業化協議会において「森林資源の地産地消によるまちづくりへの貢献」、「地産外商による木材産業の競争力向上」などの5つの柱からなる「グリーン成長構想」を策定し、地域の充実した森林資源の最大活用と資源循環の確立による「森林資源の循環の輪の創造」に向け、更なる歩みを進めていこうとするものである。

### 第3．木材利用推進方針

#### (1) 木材利用を推進すべき建築物

##### 1) 市が整備する公共建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム・保育所等)、病院、運動施設(体育館・水泳場等)、社会教育施設(図書館・公民館等)、公営住宅等のほか、市の事務・事業に使用される庁舎等を含むものとする。

##### 2) 市以外の者が整備する1)に準ずる公共性の高い建築物

当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性の高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム・保育所・福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館・水泳場等)、社会教育施設(図書館・青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く)の建築物を含むものとする。

##### 3) 民間の建築物等

上記2)以外の民間建築物等においても、市民の理解を深めながら木材利用を促していくものとする。

#### (2) 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

市が整備する公共建築物のうち、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部

を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を図るとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を促進する。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造以外の構造とすべき施設については対象としないものとする。

### (3) 公用備品等における木製品導入の推進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品については、地元産木製品の利用に努めるものとする。

また、屋外に設置する案内看板等についても積極的に木材を使用するものとする。

### (4) 公共土木事業等における木材利用の推進

公共土木事業等においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められてきていることから、防風柵工、法面保護工、護岸工、水路工など公共土木施設等への木材の利用を積極的に推進する。

### (5) 住宅への木材利用の推進

地域の人々が安心し、かつ愛着をもって住める住宅づくりを推進していくために、県の各種住宅関連支援制度の活用を図るとともに、住宅建築を担う者と木材加工に携わる者との連携による供給グループの育成やネットワークづくりを進め、消費者ニーズに対応できる供給体制の整備に努めるほか、住宅づくりにあたっては、構造材はもとより内装材に地元産材を活用した木造住宅の普及を図るなど、民間建築物等における木材利用の促進に向けた関係施策を積極的に推進する。

### (6) 木質資源の多面的利用の推進

木質資源の有効利用を図るため、広葉樹や林地残材、大径材などの資源の利用拡大を図るとともに、製材工場や原木市場で発生する樹皮、廃材等のほか建築廃材についても、木質バイオマスエネルギーによる発電利用や木質ボード等の新素材としての利用を促進するほか、土壌改良や家畜敷料等農業分野への利用を推進する。

また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物等の適切な維持管理の必要性を考慮しながら、その推進を図るものとする。

### (7) 森林認証材及び先進的技術等の利用の推進

森林資源の持続的な利活用と保全を図るため、建築物等において地元産森林認証材が活用されるような施策を展開していくほか、認証材の需要拡大と安定的な供給体制の構築を目指すものとする。

また、木造公共建築物等の設計・施工に当たっては、先進的な技術や新たな木質素材の活用も積極的に検討するほか、その技術的情報を広く提供することにより、地域における知識及び技能を有する人材の育成を図るものとする。

#### ( 8 ) 建築物木材利用促進協定制度活用の推進

建築物木材利用促進協定制度の活用により、民間建築物等における木材利用の取り組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

また、事業者等から同協定の締結の申し出があった場合、法の目的や基本理念、国・県・市の基本方針等に照らして適当なものであるかを確認の上、積極的に取り組むものとする。

### 第 4 . 公共建築物における木材利用推進の目標

市が整備する公共建築物においては、積極的に木造化・木質化を図るものとする。

さらに、木造化・木質化をするに当たっては、技術開発の推進やコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、C L T や木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。

また、積極的に地元産森林認証材を活用することを目指すものとし、構想等の計画段階において認証材の有効な活用方法等を検討するものとする。

加えて、市は、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、公共建築物等へボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするボイラーの導入を推進し、木材の利用に努めることとする。

なお、その基準は次のとおりとする。

#### ( 1 ) 公共建築物の木造・木質化等の基準

公共建築物の新築、増築、改築及び改修する際の木造化及び内装木質化、公用備品等における木製品の導入を行うことに当たっては、次の基準により推進するものとし、優先的に地元産材を使用するよう努めるものとする。

- 1 ) 公共建築物の木造化推進基準 別紙 1
- 2 ) 公共建築物の木質化推進基準 別紙 2
- 3 ) 地元産木製品等の導入推進基準 別紙 3

#### ( 2 ) 木質バイオマスボイラー導入の基準

木質資源の多面的利用推進のため、公共建築物へのボイラー導入に当たっては、次の基準により判断することとする。

- 1 ) 公共建築物へのボイラー導入基準 ( 仮称 ) 別紙 4

### 第 5 . 木材の利用推進に向けた取り組み

#### ( 1 ) 市の取り組み

市は率先して公共建築物等における木材の利用を推進するとともに、民間団体その他の関係者の協力を得つつ、民間建築物等での木材利用の促進、並びに地元産材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- 1 ) 木材の利用促進のための計画の策定
- 2 ) 木材の供給体制の整備
- 3 ) 木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法に関する情報の収集・

## 分析提供など

4) 木材の特性やその利用の推進の意義についての市民理解の醸成

5) 木材利用促進協定制度の周知と協定締結の促進

### (2) 関係者相互の連携した取り組み

林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するほか、木材の具体的な利用方法の提案に努める。

## 第6. 木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

木材の利用を促進するためには、木材が適切かつ安定的に供給されることが重要であることから、市と森林所有者、林業事業体、木材加工業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、再造林率の向上、林内路網の整備、林業機械の導入、デジタル技術活用による林業の生産性の向上、森林認証材の供給体制の整備、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進等、木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する取り組みを推進するものとする。

### 用語の定義

**地元産材** : 市内の森林から生産された原木及び県内の森林を中心として生産された原木（広葉樹にあっては、輸入された原木及び一次加工品を含む）を県内で製材加工した木製品をいう。

**木造化** : 建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を使用することをいう。

**木質化** : 建築物の新築、増築、改築又は改装にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

**民間建築物等** : 国又は地方公共団体以外の者が整備する住宅や事務所・店舗等の非住宅の建築物（付帯施設・設備含む）及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。

**耐火建築物** : 通常の火災時の火熱に対し主要構造物が非損傷性と延焼防止の性能を持つ、建築基準法第2条第1項第9号の2で定める条件に適合するものをいう。

**耐火構造** : 建築基準法施行令第107条で定める技術的基準に適合する耐火性能を持つ構造をいう。

**CLT** : Cross Laminated Timber の略で、ひき板を繊維方向が層ごとに直角に交わるように貼り合わせたパネル建材をいう。直交集成板。

**森林認証材** : 森林認証制度で認証された FM（Forest Management）認証材か

ら生産され、COC ( Chain of Custody ) 認証取得者が製材・加工等を行った認証製品をいう。

建築物木材利用促進協定制度

: 民間建築物における木材利用促進のため、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、協働・連携して木材利用に取り組む制度。

附則

この方針は、平成24年3月1日から施行する。

附則（令和5年 月 日）

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

# 大館市木材利用基本方針【現行】

【平成 24 年 3 月 1 日策定】

## 第 1 . 策定の目的

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、国が定めた公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号）及び県が定めた県産材利用推進方針に即し、公共建築物等における木材の利用の推進の意義、地元産材の利用を促進すべき公共建築物等、地元産材利用促進に向けた取り組み、その他地元産材の利用を促進する上で必要な事項を定める。

## 第 2 . 木材利用推進方針

### （ 1 ）木材利用を推進すべき公共建築物

#### 1 ) 市が整備する公共建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム・保育所等）、病院、運動施設（体育館・水泳場等）、社会教育施設（図書館・公民館等）、公営住宅等のほか、市の事務・事業に使用される庁舎等を含むものとする。

#### 2 ) 市以外の者が整備する 1 ) に準ずる公共性の高い建築物

当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性の高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム・保育所・福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館・水泳場等）、社会教育施設（図書館・青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く）の建築物を含むものとする。

### （ 2 ）公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

市が整備する公共建築物のうち、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を図るとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を促進する。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造以外の構造とすべき施設については対象としないものとする。

### （ 3 ）公用備品等における木製品導入の推進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品については、地元産木製品の利用に努めるものとする。

また、屋外に設置する案内看板等についても積極的に木材を使用するものとする。

### （ 4 ）公共土木事業等における間伐材利用の推進

公共土木事業等においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求め

られてきていることから、防風柵工のほか法面保護工や護岸工、水路工など公共土木施設等への小径木等スギ間伐材の利用を積極的に推進する。

#### (5) 住宅への木材利用の推進

地域の人々が安心して、かつ愛着をもって住める住宅づくりを推進していくために、県の住まいづくり応援事業等各種支援制度の活用を図るとともに、住宅建築を担う者と木材加工に携わる者との連携による供給グループの育成やネットワークづくりを進め、消費者ニーズに対応できる供給体制の整備に努めるほか、住宅づくりにあたっては、構造材はもとより内装材に地元産材を活用した木造住宅の普及を図るなど関係施策を積極的に推進する。

#### (6) 木質資源の多角的利用の推進

木質資源の有効利用を図るため、製材工場や原木市場で発生する樹皮、廃材等のほか建築廃材についても、木質バイオマスエネルギーによる発電利用や木質ボード等の新素材としての利用を促進するほか、土壌改良や家畜敷料等農業分野への利用を推進する。

また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物等の適切な維持管理の必要性を考慮しながら、その推進を図るものとする。

### 第3 . 木材利用推進の基準

公共建築物の新築、増築、改築及び改修する際の木造化及び内装木質化、公用備品等における木製品の導入を行うことにあたっての判断基準は、次により推進するものとし、可能な限り地元産材を使用することとする。

- 1) 公共建築物の木造化推進基準 別紙1
- 2) 公共建築物の木質化推進基準 別紙2
- 3) 地元産木製品等の導入推進基準 別紙3

### 第4 . 地元産材の利用推進に向けた取り組み

#### (1) 市の取り組み

市は率先して公共建築物等における木材の利用に推進するとともに、民間団体その他の関係者の協力を得つつ、地元産材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- 1) 木材の利用促進のための計画の策定。
- 2) 木材供給体制の整備。
- 3) 木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法に関する情報の収集・分析提供など。
- 4) 木材の特性やその利用の推進の意義についての市民理解の醸成。

#### (2) 関係者相互の連携した取り組み

林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市や建築物を整

備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するほか、木材の具体的な利用方法の提案に努める。

#### 用語の定義

- 地元産材 : 市内の森林から生産された原木及び県内の森林を中心として生産された原木(広葉樹にあっては、輸入された原木及び一次加工品を含む)を県内で製材加工した木製品をいう。
- 木造化 : 建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- 木質化 : 建築物の新築、増築、改築又は改装にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

## 大館市木材利用基本方針 新旧対照表

新（改正素案）	旧（現行）
<p>第1．策定の目的</p> <p>この基本方針は、<u>「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」</u>（平成22年法律第36号）に基づき、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（<u>令和3年10月1日木材利用促進本部決定</u>）及び県が定めた<u>第2期木材利用の促進に関する指針</u>（令和4年3月秋田県農林水産部林業木材産業課）に即し、<u>脱炭素社会の実現と林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展のため</u>、建築物等における木材の利用の推進の意義、地元産材の利用を促進すべき公共建築物等、地元産材利用促進に向けた取り組み、その他地元産材の利用を促進する上で必要な事項を定める。</p> <p>第2．<u>木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項</u></p> <p>1．<u>木材利用促進の意義</u></p> <p><u>本市の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、木材の利用を促進し、木材の需要を拡大することは、地域における林業・木材産業の持続性を高めるとともに、森林の適正な整備や森林の有する多面的機能の持続的な発揮、更には地域経済の活性化にも資するものである。</u></p> <p><u>また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり「カーボンニュートラル」の特性を有することなどから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。</u></p> <p><u>これまで、木造建築物は低層の戸建て住宅を中心に建築されてきており、技術面やコスト面、構造・防火関係の法規制の課題等から、非住宅の建築物や中高層建築物については、その大部分が非木造となっている。</u></p> <p><u>こうした中、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定され、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。</u></p> <p><u>さらに、令和3年の法改正により、法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加され、木材利用促進の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大された。</u></p>	<p>第1．策定の目的</p> <p>この基本方針は、<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）に基づき、国が定めた<u>公共建築物等</u>における木材の利用の促進に関する基本方針（<u>平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号</u>）及び県が定めた<u>県産材利用推進方針</u>に即し、<u>公共建築物等</u>における木材の利用の推進の意義、地元産材の利用を促進すべき公共建築物等、地元産材利用促進に向けた取り組み、その他地元産材の利用を促進する上で必要な事項を定める。</p> <p>（新設）</p>

新(改正素案)	旧(現行)
<p><u>このような社会的潮流の中、本市が率先して木材の利用を促進していくことにより、地域経済の活性化、快適な生活空間の形成、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に貢献していこうとするものである。</u></p> <p><u>2. 木材利用促進のための施策の基本的事項</u></p> <p><u>法の趣旨に即し、本市においても平成24年3月に「大館市木材利用基本方針」を策定し、地元産材の活用による公共建築物等の木造化及び内装等の木質化を推進してきた。</u></p> <p><u>また、令和3年2月に県内自治体で初めて「ゼロカーボンシティ」を宣言し、二酸化炭素削減に向けた施策の一つとして林業・木材産業の成長産業化を図ってきている。</u></p> <p><u>令和5年1月には市有林において森林認証(SGEC-FM)を取得し、森林を適切に管理することによる豊かな森林資源の将来世代への継承と資源循環型社会の実現、川上から川下までの連携によるサプライチェーンの構築と認証材の需要拡大に取り組んでおり、今後は広域連携による認証面積の拡大により、認証材の安定供給体制の構築にも取り組んでいこうとするものである。</u></p> <p><u>さらに、木質バイオマスエネルギーの利用による地域内エコシステムの構築に向けての取り組みや、林野庁が展開する「木づかい運動」の趣旨に鑑み、「“木づかい”で大館が楽しくなる～WOOD CHANGE! ODATE～」のキャッチコピーの下、産学官連携による「ウッド・チェンジ」を推進し、木材利用に関する市民理解の醸成に努めているほか、令和3年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」に掲げる「森林・林業・木材産業によるグリーン成長」の実現に向け、本市が事務局を務める大館北秋田地域林業成長産業化協議会において「森林資源の地産地消によるまちづくりへの貢献」、「地産外商による木材産業の競争力向上」などの5つの柱からなる「グリーン成長構想」を策定し、地域の充実した森林資源の最大活用と資源循環の確立による「森林資源の循環の輪の創造」に向け、更なる歩みを進めていこうとするものである。</u></p> <p><u>第3. 木材利用推進方針</u></p> <p>(1) 木材利用を推進すべき建築物 1)～2) (略)</p> <p><u>3) 民間の建築物等</u></p> <p><u>上記2)以外の民間建築物等においても、市民の理解を深めながら木材利用を促していくものとする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 公共土木事業等における<u>木材</u>利用の推進</p>	<p>第2. 木材利用推進方針</p> <p>(1) 木材利用を推進すべき<u>公共</u>建築物 1)～2) (略) (新設)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 公共土木事業等における<u>間伐材</u>利用の推進</p>

新（改正素案）	旧（現行）
<p>公共土木事業等においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められてきていることから、防風柵工、<u>法面保護工</u>、<u>護岸工</u>、<u>水路工</u>など公共土木施設等への木材の利用を積極的に推進する。</p> <p>（５）住宅への木材利用の推進</p> <p>地域の人々が安心し、かつ愛着をもって住める住宅づくりを推進していくために、県の各種<u>住宅関連</u>支援制度の活用を図るとともに、住宅建築を担う者と木材加工に携わる者との連携による供給グループの育成やネットワークづくりを進め、消費者ニーズに対応できる供給体制の整備に努めるほか、住宅づくりにあたっては、<u>構造材はもとより内装材に地元産材を活用した木造住宅の普及を図るなど、民間建築物等における木材利用の促進に向けた関係施策を積極的に推進する。</u></p> <p>（６）木質資源の多面的利用の推進</p> <p>木質資源の有効利用を図るため、<u>広葉樹や林地残材、大径材などの資源の利用拡大を図るとともに、</u>製材工場や原木市場で発生する樹皮、廃材等のほか建築廃材についても、木質バイオマスエネルギーによる発電利用や木質ボード等の新素材としての利用を促進するほか、<u>土壌改良や家畜敷料等農業分野への利用を推進する。</u></p> <p>また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物等の適切な維持管理の必要性を考慮しながら、その推進を図るものとする。</p> <p><u>（７）森林認証材及び先進的技術等の利用の推進</u></p> <p><u>森林資源の持続的な利活用と保全を図るため、建築物等において地元産森林認証材が活用されるような施策を展開していくほか、認証材の需要拡大と安定的な供給体制の構築を目指すものとする。</u></p> <p><u>また、木造公共建築物等の設計・施工に当たっては、先進的な技術や新たな木質素材の活用も積極的に検討するほか、その技術的情報を広く提供することにより、地域における知識及び技能を有する人材の育成を図るものとする。</u></p> <p>（８）建築物木材利用促進協定制度活用の推進</p> <p><u>建築物木材利用促進協定制度の活用により、民間建築物等における木材利用の取り組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、事業者等から同協定の締結の申し出があった場合、法の目的や基本理念、国・県・市の基本方針等に照らして適当なものであるかを確認の上、積極的に取り組むものとする。</u></p>	<p>公共土木事業等においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められてきていることから、防風柵工の<u>ほか</u>法面保護工や護岸工、水路工など公共土木施設等への<u>小径木等スギ間伐材</u>の利用を積極的に推進する。</p> <p>（５）住宅への木材利用の推進</p> <p>地域の人々が安心し、かつ愛着をもって住める住宅づくりを推進していくために、県の<u>住まいづくり応援事業等</u>各種支援制度の活用を図るとともに、住宅建築を担う者と木材加工に携わる者との連携による供給グループの育成やネットワークづくりを進め、消費者ニーズに対応できる供給体制の整備に努めるほか、住宅づくりにあたっては、<u>構造材はもとより内装材に地元産材を活用した木造住宅の普及を図るなど関係施策を積極的に推進する。</u></p> <p>（６）木質資源の多角的利用の推進</p> <p>木質資源の有効利用を図るため、製材工場や原木市場で発生する樹皮、廃材等のほか建築廃材についても、木質バイオマスエネルギーによる発電利用や木質ボード等の新素材としての利用を促進するほか、<u>土壌改良や家畜敷料等農業分野への利用を推進する。</u></p> <p>また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物等の適切な維持管理の必要性を考慮しながら、その推進を図るものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新（改正素案）	旧（現行）
<p>第4．<u>公共建築物における木材利用推進の目標</u>  <u>市が整備する公共建築物においては、積極的に木造化・木質化を図るものとする。</u>  <u>さらに、木造化・木質化をするに当たっては、技術開発の推進やコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。</u>  <u>また、積極的に地元産森林認証材を活用することを目指すものとし、構想等の計画段階において認証材の有効な活用方法等を検討するものとする。</u>  <u>加えて、市は、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、公共建築物等へボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするボイラーの導入を推進し、木材の利用に努めることとする。</u>  <u>なお、その基準は次のとおりとする。</u>  <u>（1）公共建築物の木造・木質化等の基準</u>  公共建築物の新築、増築、改築及び改修する際の木造化及び内装木質化、公用備品等における木製品の導入を行うことにあたっては、<u>次の基準</u>により推進するものとし、<u>優先的に</u>地元産材を使用する<u>よう努めるもの</u>とする。  1）～3）（略）  <u>（2）木質バイオマスボイラー導入の基準</u>  <u>木質資源の多面的利用推進のため、公共建築物へのボイラー導入にあたっては、次の基準により判断することとする。</u>  1）<u>公共建築物へのボイラー導入基準 別紙4</u></p> <p>第5．<u>木材の利用推進に向けた取り組み</u>  （1）市の取り組み  市は率先して公共建築物等における木材の利用を推進するとともに、民間団体その他の関係者の協力を得つつ、<u>民間建築物等での木材利用の促進、並びに</u>地元産材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。  1）<u>木材の利用促進のための計画の策定</u>  2）<u>木材の供給体制の整備</u>  3）<u>木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法に関する情報の収集・分析提供など</u>  4）<u>木材の特性やその利用の推進の意義についての市民理解の醸成</u>  <u>5）木材利用促進協定制度の周知と協定締結の促進</u></p>	<p>第3．<u>木材利用推進の基準</u>  （新設）</p> <p>公共建築物の新築、増築、改築及び改修する際の木造化及び内装木質化、公用備品等における木製品の導入を行うことにあたっての<u>判断基準</u>は、次により推進するものとし、<u>可能な限り</u>地元産材を使用する<u>こと</u>とする。  1）～3）（略）  （新設）</p> <p>第4．<u>地元産材の利用推進に向けた取り組み</u>  （1）市の取り組み  市は率先して公共建築物等における木材の利用に推進するとともに、民間団体その他の関係者の協力を得つつ、地元産材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。  1）<u>木材の利用促進のための計画の策定</u>。  2）<u>木材供給体制の整備</u>。  3）<u>木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法に関する情報の収集・分析提供など</u>。  4）<u>木材の特性やその利用の推進の意義についての市民理解の醸成</u>。  （新設）</p>

新(改正素案)	旧(現行)
<p>(2)(略)</p> <p><u>第6. 木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項</u>  <u>木材の利用を促進するためには、木材が適切かつ安定的に供給されることが重要であることから、市と森林所有者、林業事業者、木材加工業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、再造林率の向上、林内路網の整備、林業機械の導入、デジタル技術活用による林業の生産性の向上、森林認証材の供給体制の整備、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進等、木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する取り組みを推進するものとする。</u></p> <p>用語の定義          地元産材～木質化(略)  <u>民間建築物等：国又は地方公共団体以外の者が整備する住宅や事務所・店舗等の非住宅の建築物(付帯施設・設備含む)及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。</u>  <u>耐火建築物：通常火災時の火熱に対し主要構造物が非損傷性と延焼防止の性能を持つ、建築基準法第2条第1項第9号の2で定める条件に適合するものをいう。</u>  <u>耐火構造：建築基準法施行令第107条で定める技術的基準に適合する耐火性能を持つ構造をいう。</u>  <u>CLT：Cross Laminated Timberの略で、ひき板を繊維方向が層ごとに直角に交わるように貼り合わせたパネル建材をいう。直交集成板。</u>  <u>森林認証材：森林認証制度で認証されたFM(Forest Management)認証林から生産され、COC(Chain of Custody)認証取得者が製材・加工等を行った認証製品をいう。</u>  <u>建築物木材利用促進協定制度：民間建築物における木材利用促進のため、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、協働・連携して木材利用に取り組む制度。</u></p> <p>附則  <u>この方針は、平成24年3月1日から施行する。</u>          附則  <u>この方針は、令和5年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(2)(略)</p> <p>(新設)</p> <p>用語の定義          地元産材～木質化(略)          (追加)</p> <p>(新設)</p>

木質バイオマスエネルギー利用施設導入基準（案）

公共建築物への木質バイオマスエネルギー利用施設の導入にあたっては、以下により導入を行うものとする。

1 公共建築物への木質バイオマスエネルギー利用施設導入の流れ（図 - 1）

手順	内容等
木質バイオマスエネルギー利用施設導入検討（事業構想）	公共建築物の新築、増築や改築を行う場合、または、公共建築物の既設ボイラー施設の更新を行う場合とする。
木質バイオマスエネルギー利用施設導入適否判断	木質バイオマスエネルギー利用施設導入におけるチェックフローにより導入の適否判断を行うものとする。＜注1＞環境面・経済面での導入効果の確認については、簡易試算表を用いて木質バイオマスボイラー導入の適・不適を判断するものとする。＜注2＞
FS 調査・基本設計	導入施設における用途や稼働時間から、熱需要の把握と特徴を分析（熱負荷分析）し、最適な熱利用システムを検討し、システムの仕様に関する基本設計を行うものとする。
実施設計	ボイラープラントの設計（ボイラー機種や蓄熱タンクの容量や機種等）、配管設計、詳細なコスト積算を行い事業の工事発注ができるように設計書を作成するものとする。
施設導入（工事発注）	実施設計書に基づき工事発注を行うものとする。

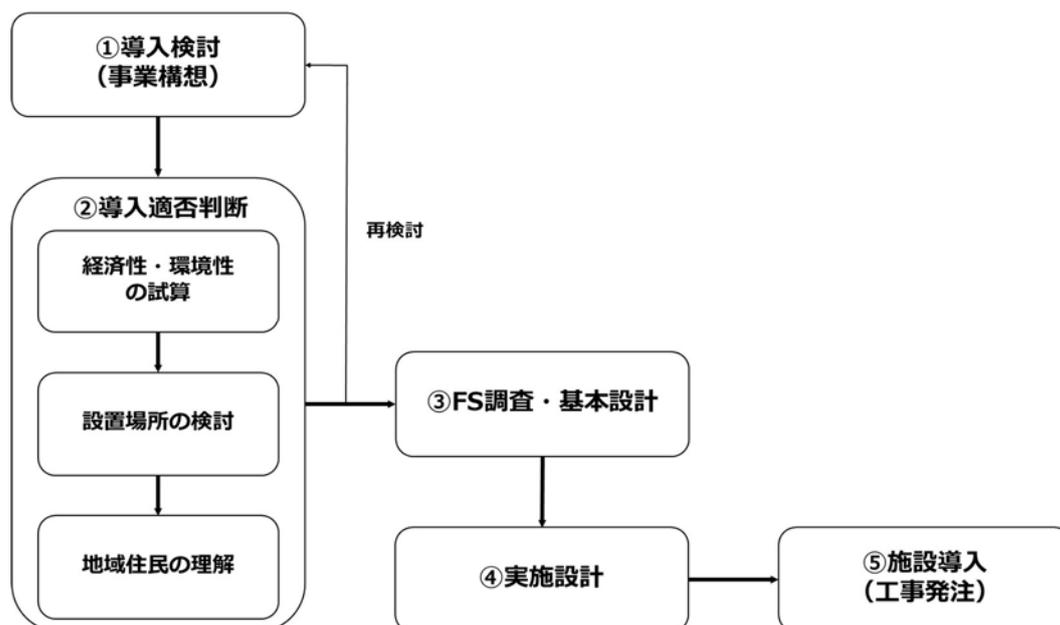


図 - 1 公共建築物への木質バイオマスエネルギー利用施設導入の流れ

<注1> 木質バイオマスエネルギー利用施設導入チェックフローについて

木質バイオマスエネルギー利用施設導入にあたっては以下のチェックフロー（図-2）により導入の適否を判断するものとする。

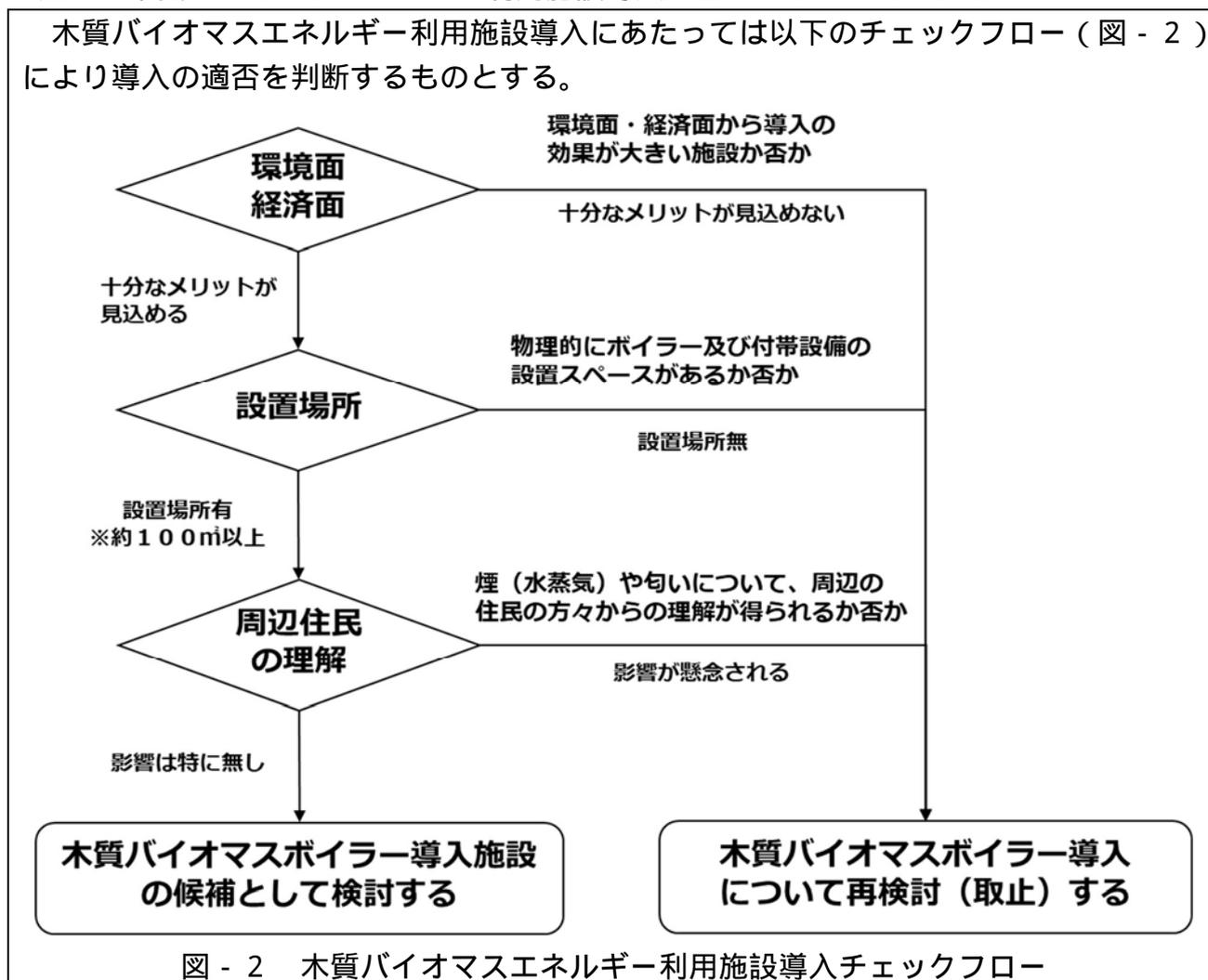


図-2 木質バイオマスエネルギー利用施設導入チェックフロー

<注2> 簡易試算表について

環境性・経済性 1での導入効果の確認については、以下の簡易試算表（図-3、図-4）を用いて木質バイオマスボイラー導入の適・不適を判断するものとする。

<現在使用している化石燃料（現状）>

購入単価	灯油		円/ℓ	1ℓあたりの灯油又はA重油の単価を入力してください。
	A重油		円/ℓ	
年間使用量	灯油		ℓ/年	年間使用量を入力してください。
	A重油		ℓ/年	
年間費用	電気代		円/年	化石燃料ボイラーに関する年間の電気代を入力してください。
	維持管理費等		円/年	化石燃料ボイラーの点検費・メンテナンス費・修繕費を含む維持管理費用を入力してください。

<導入予定の木質燃料（今後）>

購入単価	準乾燥チップ		円/t	水分35%程度の準乾燥チップを使用する前提で試算しますので、準乾燥チップの単価を入力します。
------	--------	--	-----	--

図-3 簡易試算表（燃料使用量等入力表）

経 済 性			環 境 性			
現 状			現 状			
化石燃料使用量		ℓ	化石燃料使用量			ℓ
化石燃料代		千円	CO2排出量			t-CO2
電気代		千円	木質ボイラー導入後			
維持管理費等		千円	化石燃料使用量			ℓ
計		千円	CO2排出量			t-CO2
木質ボイラー導入後			環境性の試算結果 (CO2削減量)			t-CO2
木質燃料代		千円	【参考】			
電気代		千円	人間1人が呼吸 により排出する CO2		t-CO2/年	人分
維持管理費等		千円	自動車1台から 排出されるCO2		t-CO2/年	台分
灰処理費		千円	1世帯あたりの CO2排出量		t-CO2/年	世帯分
化石燃料代		千円				
計		千円				
経済性の試算結果 (ランニングコスト 削減量)		千円				

図 - 4 簡易試算表 (簡易試算結果表 / 燃料使用量等入力により自動計算)

経済性の試算結果 (ランニングコスト削減量) が現状 (化石燃料使用) よりも削減が見込まれる場合は「適」と判定、見込まれない場合は「不適」と判定する。ただし、削減が見込まれない場合にあっても、CO2削減量等環境性に著しい効果をもたらす場合にあっても、はこのほかではない。この場合にあっては、大館市木材利用推進会議の意見を伺うものとする。